

運営規程

地域密着型通所介護
予防給付基準通所介護

関西スマイルケア株式会社

デイサービスセンター四季の里

「地域密着型（予防給付基準）通所介護運営規程」

関西スマイルケア株式会社
デイサービスセンター四季の里

（事業の目的）

第1条 関西スマイルケア株式会社 が設置する デイサービスセンター四季の里（以下「事業所」という。）において実施する指定地域密着型通所介護〔予防給付基準通所介護〕事業（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が、要介護状態〔要支援状態等〕の利用者に対し、適切な「サービス」を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定地域密着型通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

予防給付基準通所介護の提供にあたって、要支援状態等の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者等の心身機能の回復を図り、もって要支援者等の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目的を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 「サービス」の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等へ情報の提供を行う。
- 6 前5項のほか、「豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」、「豊岡市介護予防・生活支援サービス事業の実施に関する基準等を定める要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 「サービス」の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、食事の提供を除き第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター四季の里
- (2) 所在地 兵庫県豊岡市中陰 376-6

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (生活相談員と兼務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている「サービス」の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 1人以上 (うち1人は管理者と兼務)
- 看護職員 1人以上
- 介護職員 3人以上
- 機能訓練指導員 1人以上

従業者は、「サービス」の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する「サービス」の利用の申込みに係る調整、他の従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して地域密着型通所介護(予防基準通所介護)計画の作成等を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

介護職員は入浴介助等の日常生活上の支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日とする。
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時20分から午後4時20分までとする。

(サービスの利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1日18名とする。

1単位18名

(サービスの内容)

第8条 サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- ① 入浴サービス
- ② 給食サービス
- ③ 生活指導（相談・援助等） レクリエーション
- ④ 機能訓練
- ⑤ 健康チェック
- ⑥ 運動器機能向上（介護予防）
- ⑦ 送迎 等

(利用料等)

第9条 地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 予防給付基準通所介護を提供した場合の利用料の額は、地域支援事業実施要綱により市町村が定める額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1kmあたり30円を送迎費として徴収する。
- 4 食事・おやつの提供に要する費用については、780円を徴収する。
- 5 その他、サービスの提供における便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 6 前5項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 7 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 8 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し1ヶ月以上前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 9 法定代理受領サービスに該当しない「サービス」に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した「サービス」の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、旧豊岡市全域とする。

(衛生管理等)

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は「サービス」の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 「サービス」の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。

主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する「サービス」の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第15条 「サービス」の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 本事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
 - ・虐待防止に関する責任者の選定及び措置
 - ・成年後見制度の利用支援
 - ・介護相談員の受入れ
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村に通報するものとする。

(運営推進会議)

第18条 地域密着型通所介護事業所の適正な運営の確保とサービスの質の向上に寄与し地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスにするために、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議は、おおむね6月に1回以上とする。
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員及び地域密着型通所介護について知見を有する者等とする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス提供内容の報告・評価、地域との意見交換・交流等とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、

また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、地域密着型（予防給付基準）通所介護に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は 関西スマイルケア株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、2014年7月1日から施行する。
- この規程は、2015年8月1日から改定する。
- この規程は、2016年3月15日から改定する。
- この規程は、2016年4月1日から改定する。
- この規程は、2021年2月1日から改定する。
- この規程は、2021年4月1日から改定する。
- この規程は、2024年5月17日から改定する。
- この規程は、2024年11月1日から改定する。
- この規定は、2025年4月1日から改定する。